

「i チャンネル配信 ASP サービス約款」

【改定される条文】

改定前（2010年12月1日）	改定後（2011年10月12日）
<p>第1条（本約款の適用と任意改訂）</p> <p>1. 「i チャンネル配信 ASP」（以下、本サービス）は、株式会社プラスプラス（以下、当社）が運営、管理する ASP サービスについて、株式会社 EC ナビ（以下、代理店）が当社の販売代理店として販売するサービスです。本約款は当社及び代理店が定めるもので、本サービス契約を締結し、また本サービスを利用している全ての利用者（以下、利用者）に適用され、本サービスは本約款に基づき運営されます。</p>	<p>第1条（本約款の適用と任意改訂）</p> <p>1. 「i チャンネル配信 ASP」（以下、本サービス）は、株式会社プラスプラス（以下、当社）が運営、管理する ASP サービスについて、株式会社 VOYAGE GROUP（以下、代理店）が当社の販売代理店として販売するサービスです。本約款は当社及び代理店が定めるもので、本サービス契約を締結し、また本サービスを利用している全ての利用者（以下、利用者）に適用され、本サービスは本約款に基づき運営されます。</p>

【改定される条文】

改定前（2010年6月3日）	改定後（2010年12月1日）
<p>第3条（契約期間と自動更新）</p> <p>1. 最低利用期間は、エコノミープランについては利用開始日から6ヶ月が経過する日が属する月の末日まで（以下、「最低利用期間終了日」といいます）、それ以外のプランについては利用開始日から2ヶ月が経過する日が属する月の末日を最低利用期間終了日とします。</p>	<p>第3条（契約期間と自動更新）</p> <p>1. 最低利用期間は、エコノミープランについては利用開始日から6ヶ月が経過する日が属する月の末日まで（以下、「最低利用期間終了日」といいます）、それ以外のプランについては利用開始日から3ヶ月が経過する日が属する月の末日を最低利用期間終了日とします。</p>
<p>第5条（料金の計算方法）</p> <p>1. 本サービス料金のうち、初回の請求金額は初期費用と、月額料金2ヶ月分を合算したものとします。</p> <p>2. 本サービスの初月の月額利用料は、日割りでの計算となり計算式は利用申込書に定めるとおりとします。</p> <p>3. 解約の希望日が末日以外であった場合は、暦日の末日を本サービスの終了日とし料金について日割り計算等による減算をしません。</p> <p>4. オプションサービスを申込みの場合オプションの利用開始日が月の途中からとなる場合でもオプション料金については日割り計算等による減額をしません。</p>	<p>第5条（料金の計算方法）</p> <p>1. 本サービス料金のうち、初回の請求金額は初期費用と、月額料金1ヶ月分を合算したものとします。</p> <p>2. <u>利用開始が月初日以外の場合も、料金について日割り計算等による減算をしません。</u></p> <p>3. 解約の希望日が末日以外であった場合は、暦日の末日を本サービスの終了日とし料金について日割り計算等による減算をしません。</p> <p>4. オプションサービスを申込みの場合オプションの利用開始日が<u>月初日以外の場合も</u>、オプション料金については日割り計算等による減算をしません。</p>

<p>第6条（利用者によるサービスの一時利用停止・途中解約）</p> <p>1. 本サービスの一時利用停止を希望する場合には、事前に電子メールにて代理店に申請するものとします。ただし、<u>この場合であっても</u>利用者は料金の支払い義務を免れません。</p> <p>2. 本サービス契約を契約期間中に解約する場合、利用者は契約満了日の30日前までに代理店に書面または電子メールにて解約希望の旨連絡した上、代理店所定の手続きをとるものとします。なお、解約した場合、登録内容はすべて削除され、登録情報の復旧はできません。再度ご利用いただく際には、新規申込み手続きと再登録作業等が必要です。</p> <p>3. 途中解約の場合、解約申込み時に利用者が指定した日の属する月の末日を解約日とし、解約が有効になされた場合、当社は解約日翌日から本サービス提供を中止します。</p>	<p>第6条（利用者によるサービスの一時利用停止・途中解約）</p> <p>1. 本サービスの一時利用停止を希望する場合には、事前に電子メールにて代理店に申請するものとします。ただし、利用者は料金の支払い義務を免れません。</p> <p>2. 本サービス契約を契約期間中に解約する場合、利用者は契約満了日の30日前までに代理店に書面または電子メールにて解約希望の旨連絡した上、代理店所定の手続きをとるものとします。なお、解約した場合、登録内容はすべて削除され、登録情報の復旧はできません。再度ご利用いただく際には、新規申込み手続きと再登録作業等が必要です。</p> <p>3. <u>前2項の規定にかかわらず、利用者の都合により、最低利用期間満了前に解約をする場合には、利用者は最低利用期間満了時までの残余の利用料金を一括して直ちに支払うものとします。</u></p> <p>4. 途中解約の場合、解約申込み時に利用者が指定した日の属する月の末日を解約日とし、解約が有効になされた場合、当社は解約日翌日から本サービス提供を中止します。</p>
<p>第7条（損害賠償の制限、免責事項）</p> <p>1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は契約等に関して、当社及び代理店が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社または代理店の故意により、利用者に現実に発生した直接かつ具体的な通常の損害であって、本約款によって免責されないものに限定されます。また、損害賠償の額は、損害賠償請求日の属する月の前月の料金を超えないものとします。</p>	<p>第7条（損害賠償の制限、免責事項）</p> <p>1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は契約等に関して、当社及び代理店が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社または代理店の故意により、利用者に現実に発生した直接かつ具体的な通常の損害であって、本約款によって免責されないものに限定されます。また、損害賠償の額は、損害賠償請求日の属する月の前月の料金を超えないものとします。<u>ただし、当社及び代理店の故意、重過失があった場合にはこの限りではないものとします。</u></p>

【改定される条文】

改定前（2010年6月3日）	改定後（2010年6月22日）
----------------	-----------------

第19条（専属的合意管轄裁判所）

利用者と当社及び代理店との間における本サービスに関わるすべての紛争、トラブルなどについて訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて盛岡簡易裁判所又は盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（専属的合意管轄裁判所）

利用者と当社及び代理店との間における本サービスに関わるすべての紛争、トラブルなどについて訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。